

## 令和6年度オンライン産業医面接指導強化業務公募型プロポーザル募集要項

### 1 募集の内容

#### (1) 業務名

令和6年度オンライン産業医面接指導強化業務

#### (2) 目的

徳島県教育委員会（以下「県」という。）教員における長時間労働による心身の健康悪化を未然に防止するため、著しく時間外在校等時間が増加するなどした県立学校教員に対して「産業医によるオンライン面接指導」を実施する。

また、対象は県下一円に所在する県立学校の教員であり、地域的な偏在及び多忙な業務の中で、受診しやすく使いやすい予約システムを提供し、産業医面接指導により、本人の状況が改善できるようアドバイスが的確になされ、報告内容に基づき、職場の改善や対応がとれるようにする。また、事務局が集計分析しやすいシステムを提供できる事業者を募集するものである。

#### (3) 業務内容

別紙「令和6年度オンライン産業医面接指導強化業務に関する企画提案仕様書」のとおり

#### (4) 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

#### (5) 実施方法

公募型プロポーザル方式

#### (6) 委託料上限額

4,257千円（消費税及び地方消費税を含む。）

面接対応人数は300名程度で積算。

### 2 企画提案の参加要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 仕様書に定める業務について、適正な執行体制を整え、十分な業務遂行能力を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- (6) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 暴力団の構成員等

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (8) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと思われる者でないこと。
- (9) 本社の所在する都道府県の都道府県税に未納がないこと。

### 3 スケジュール（予定）

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| (1) 企画提案参加者公告開始   | 令和6年4月22日（月）から     |
| (2) 参加表明書提出期限     | 令和6年5月 2日（木）午後5時必着 |
| (3) 企画提案書提出期限     | 令和6年5月14日（火）午後5時必着 |
| (4) 選定委員会開催（書類審査） | 令和6年5月20日（月）       |
| (5) 選定結果通知        | 令和6年5月22日（水）       |
| (6) 契約締結          | 令和6年5月31日（金）（予定）   |

### 4 企画提案の参加・応募方法

- (1) 企画提案書の提出について

次の書類等をA4サイズに印刷可能な電子データとして、各1部提出すること。  
 なお、紙媒体での提出は不要であるが、送信後、電話にて受信確認を行うこと。

内 容	
ア	参加表明書（様式第1号）
イ	申込書（様式第2号） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、個人事業者の場合は個人事業開始届のコピー</li> <li>・ 会社概要が分かる書類</li> <li>・ 直近の決算書</li> <li>・ 本社の所在する都道府県税の未納がない旨の証明書</li> </ul> ※官公庁の証明書類は、紙媒体をスキャンした電子データで差し支えない。申込日前3ヶ月以内に交付されたものを提出すること。
ウ	企画提案書（自由様式） <ul style="list-style-type: none"> <li>※審査基準の評価項目については必ず記載すること。</li> </ul>
エ	委託業務に係る経費の見積書（自由様式） <ul style="list-style-type: none"> <li>※1回当たりの単価を記載すること。</li> </ul>
オ	直近5年の同種事業の実績が分かるもの

(2) 提出期限

- ・参加表明書 令和6年5月 2日(木)午後5時必着
- ・参加表明書以外の書類 令和6年5月14日(火)午後5時必着

(3) 書類の提出方法

電子メールによる送付。※(必ず電話にて受信確認を行うこと。)  
※パスワードがある添付ファイルは、セキュリティの関係上届きませんので、  
県からオンラインストレージの依頼を行っています。ご相談ください。

(4) 提出先及び問い合わせ先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県教育委員会事務局 福利厚生課厚生健康担当(徳島県庁9階)  
電 話 088-621-3178  
ファクシミリ 088-621-2893  
電子メール fukurikouseika@pref.tokushima.lg.jp

## 5 本事業における質疑応答

(1) 質問の受付期間

令和6年4月22日(月)から令和6年5月2日(木)  
午前9時から午後5時まで(土・日・祝日は除く)

(2) 質問の提出

当該公募に係る質問は、文書で行うものとし、4-(4)まで、電子メールにより提出すること。なお、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案書提出状況や積算に関する内容等は受け付けない。

(4) 質問に対する回答

参加表明書(様式第1号)を提出した者に対してのみ、電子メールにより回答する。

## 6 応募に際しての留意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合には、失格又は無効とする。

- ア 参加資格、提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- イ 虚偽の内容が記載されている場合
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- エ 本要項及び仕様書に適合しない場合
- オ その他不正な行為等があったと県が認めた場合

(2) 留意事項

- ア 応募は1参加者につき1件とする。
- イ 応募書類には図や写真等、補足資料を添付することができる。
- ウ 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- エ 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。

- オ 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- カ 選定されなかった企画提案書は、原則返却しない。
- キ 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- ク 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定した者であるが、契約手続きを完了するまでは契約関係を生じるものではない。
- ケ 業務の実施に当たっては、県と十分協議しながら事業を進めるものとする。
- コ 事業により制作した成果物に係る著作権等の知的財産権は受託者に留保されるが、受託者は県が広報等において当該成果物を利用することについて許諾するものとする。
- サ 本要項及び仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

### (3) 業務の適正な実施に関する事項

#### ア 関係法令の遵守

本業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、関係法令を遵守すること。

#### イ 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

#### ウ 守秘義務

受託者は、本委託業務を履行するに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。これは、契約の解除及び期間終了後においても同様とする。

#### エ 個人情報保護

受託者が、本委託業務を履行するに当たって、個人情報を取扱う場合には、個人情報保護の重要性を認識し、「個人情報の保護に関する法律」を始めとする個人情報保護に関する法令、ガイドライン等及び別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

#### オ 情報セキュリティの確保

受託者が、本委託業務を履行するに当たって、パーソナルコンピューター等の情報ネットワーク機器により情報を取り扱う場合には、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

## 7 審査及び結果通知

### (1) 選定方法

県が別に設置する審査委員会を令和6年5月20日（月）に開催し、企画提案書により書類審査を実施し、最優秀提案者を選定する。

応募書類の評価（採点）は、企画提案書を基本とする。また、提案内容について審査委員会事務局からヒアリングを行う場合がある。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、令和6年5月22日（水）までに、全ての参加者に対して電子メールにより連絡するとともに、令和6年5月22日付けで通知文を発送する。また、徳島県のホームページにおいて公表する。

(3) 審査結果に対する異議申立ては受理しない。

(4) 審査基準

次の項目により評価する。なお、配点等に関する質問は受け付けない。

審査項目	
業務理解度	
	本業務について、目的・趣旨等を十分に理解できているか
オンライン面接指導	
	事務局が負担とならないシステムとなっているか
	産業医が十分確保され、予約がスムーズか
	過去の類似事業において良好な実績を上げているか
実現可能性	
	産業医の面接指導の報告書により職場の改善や対応がとれる仕組みとなっているか
管理体制及びスケジュール	
	提案内容を裏付ける類似実績等があり、業務の着実な履行が期待できるスタッフ体制及びスケジュールとなっているか
経費積算の妥当性	
	限られた予算内での効果的、効率的な提案がされており、提案内容と整合が図れているか

## 8 契約の締結

(1) 徳島県と最優秀提案者は、業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき契約を締結する。

なお、最優秀提案者との協議が整わなかった場合、次点提案者と協議を行うものとする。

(2) 契約締結の時期は、令和6年5月下旬を予定。

(3) 経理処理は他に行っている事業と明確に区分し、会計関係の通帳及び証拠書類は事業が終了した年度の終了後5年間保存すること。

(4) 県から事業の実施状況について報告を求められた場合には速やかに回答すること。

(5) 事業終了後は、事業の実施内容、事業に要した経費及びその内訳を含む実績報告書を提出すること。